

○固定資産評価基準 平成29年度適用【部分掲載】 (No.48 平成28年04月01日告示第145号一部改正)

昭和38年12月25日	自治省告示第158号・新規制定	(現No.01)	平成14年07月09日	総務省告示第409号・一部改正	(現No.27)
昭和39年01月25日	自治省告示第3号・一部改正	(現No.02)	平成14年12月06日	総務省告示第656号・一部改正	(現No.28)
昭和39年12月28日	自治省告示第158号・一部改正	(現No.03)	平成16年01月27日	総務省告示第105号・一部改正	(現No.29)
昭和40年12月28日	自治省告示第174号・一部改正	(現No.※)	平成17年01月04日	総務省告示第1号・一部改正	(現No.30)
昭和41年10月21日	自治省告示第142号・一部改正	(現No.04)	平成17年03月07日	総務省告示第239号・一部改正	(現No.31)
昭和42年12月25日	自治省告示第180号・一部改正	(現No.05)	平成17年03月16日	総務省告示第295号・一部改正	(現No.32)
昭和44年12月27日	自治省告示第201号・一部改正	(現No.06)	平成17年08月11日	総務省告示第886号・一部改正	(現No.33)
昭和46年12月28日	自治省告示第236号・一部改正	(現No.07)	平成17年11月18日	総務省告示第1289号・一部改正	(現No.34)
昭和47年12月28日	自治省告示第304号・一部改正	(現No.08)	平成17年12月16日	総務省告示第1345号・一部改正	(現No.35)
昭和48年07月23日	自治省告示第124号・一部改正	(現No.09)	平成18年12月27日	総務省告示第684号・一部改正	(現No.36)
昭和50年12月22日	自治省告示第252号・一部改正	(現No.10)	平成19年03月30日	総務省告示第195号・一部改正	(現No.37)
昭和53年11月08日	自治省告示第190号・一部改正	(現No.11)	平成19年10月02日	総務省告示第551号・一部改正	(現No.※)
昭和56年12月01日	自治省告示第218号・一部改正	(現No.12)	平成19年12月28日	総務省告示第719号・一部改正	(現No.38)
昭和57年12月28日	自治省告示第244号・一部改正	(現No.13)	平成20年08月11日	総務省告示第435号・一部改正	(現No.39)
昭和59年12月25日	自治省告示第214号・一部改正	(現No.14)	平成20年09月22日	総務省告示第535号・一部改正	(現No.※)
昭和62年12月23日	自治省告示第191号・一部改正	(現No.15)	平成20年12月16日	総務省告示第680号・一部改正	(現No.40)
平成02年12月25日	自治省告示第203号・一部改正	(現No.16)	平成21年04月01日	総務省告示第225号・一部改正	(現No.41)
平成05年11月22日	自治省告示第136号・一部改正	(現No.17)	平成21年12月25日	総務省告示第577号・一部改正	(現No.42)
平成08年09月03日	自治省告示第192号・一部改正	(現No.18)	平成22年12月24日	総務省告示第441号・一部改正	(現No.43)
平成08年10月24日	自治省告示第242号・一部改正	(現No.19)	平成23年06月27日	総務省告示第230号・一部改正	(現No.44)
平成08年12月24日	自治省告示第289号・一部改正	(現No.20)	平成23年11月28日	総務省告示第493号・一部改正	(現No.45)
平成10年03月16日	自治省告示第87号・一部改正	(現No.21)	平成26年06月26日	総務省告示第217号・一部改正	(現No.46)
平成11年05月18日	自治省告示第132号・一部改正	(現No.22)	平成26年11月28日	総務省告示第421号・一部改正	(現No.47)
平成11年09月14日	自治省告示第198号・一部改正	(現No.23)	平成28年04月01日	総務省告示第145号・一部改正	(現No.48)
平成12年01月28日	自治省告示第12号・一部改正	(現No.24)			
平成12年09月01日	自治省告示第217号・一部改正	(現No.25)			
平成12年12月28日	自治省告示第306号・一部改正	(現No.26)			

目次

第1章 土地

第1節 通則

第2節 田及び畑

第2節の2 市街化区域農地 (追加:昭46.12告示236号)

第2節の3 勧告遊休農地 (追加:平28.04告示145号)

第3節 宅地

第4節 削除 (削除:平08.12告示289号)

第5節 鉱泉水

第6節 池沼

第7節 山林

第8節 牧場

第9節 原野

第10節 雑種地 (一部改正:昭42.12告示180号、一部改正:平08.12告示289号)

第11節 その他 (追加:平08.12告示192号)

第12節 経過措置 (追加:平08.09告示192号、繰下:平08.12告示192号)

第2章 家屋

第1節 通則

第2節 木造家屋

第3節 非木造家屋

第4節 経過措置

第3章 償却資産

第1節 償却資産

第2節 取替資産の評価の特例

第3節 鉱業用坑道の評価の特例

第1章 土地

第1節 通則 (略)

第2節 田及び畑

一 田及び畑の評価

田及び畑(第2節の2及び第2節の3に定めるものを除く。)の評価は、各筆の田及び畑について評点数を付設し、当該評点数を評点一点当たりの価額に乗じて各筆の田及び畑の価額を求める方法によるものとする。ただし、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項及び第5条第1項の規定により、田及び畑以外のもの(以下この節において「宅地等」という。)への転用に係る許可を受けた田及び畑並びにその他の田及び畑で宅地等に転用することが確実と認められるものについては、沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況その他宅地等としての利用上の便等からみて、転用後における当該田及び畑とその状況が類似する土地の価額を基準として求めた価額から当該田及び畑を宅地に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を控除した価額によつてとしてその価額を求める方法によるものとする。

(一部改正:昭46.12告示236号、一部改正:昭59.12告示214号、一部改正:平28.04告示145号)

二～三 略

第2節の2 市街化区域農地（第2節の2追加:昭46.12告示236号）

市街化区域農地(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第19条の2第1項に規定する市街化区域農地をいう。)の評価については、沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況その他宅地としての利用上の便等からみて、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の価額を基準として求めた価額から当該市街化区域農地を宅地に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を控除した価額によってその価額を求める方法によるものとする。

第2節の3 勧告遊休農地

勧告遊休農地(地方税法附則第17条の3第1項に規定する勧告遊休農地をいう。)の評価については、第2節によって求めた田又は畑の価額を第2節二4(2)に規定する割合で除して求めた価額によってその価額を求める方法によるものとする。(本節追加:平28.04告示145号)

第3節～第12節 (略)

第2章 家屋 (略)

第3章 償却資産【略】

別表第1～別表第14 (略)

参考：告示

**○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件
(平成28年04月01日 総務省告示第145号)**

総務省告示第百四十五号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号(固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十九年度分の固定資産税から適用する。

平成二十八年四月一日

総務大臣 山本 早苗

「第2節の2 市街化区域農地

目次中「第2節の2 市街化区域農地」を「第2節の3 勧告遊休農地」に改める。

第1章第2節一中「第2節の2」を「第2節の2及び第2節の3」に改める。

第1章第2節の2の次に次の一節を加える。

第2節の3 勧告遊休農地

勧告遊休農地(地方税法附則第17条の3第1項に規定する勧告遊休農地をいう。)の評価については、第2節によって求めた田又は畑の価額を第2節二4(2)に規定する割合で除して求めた価額によってその価額を求める方法によるものとする。